

別表第1（第8条，第12条関係）

公文書の種別	開示の実施の方法		金額
1 文書又は図画	複写機により複写したもの（日本産業規格A列3番(以下「A3判」という。)以下のものに限る。)の交付	単色刷り	1枚につき10円
		多色刷り	1枚につき20円
2 録音テープ	録音カセットテープに複写したものの交付		1巻につき50円
3 ビデオテープ	ビデオカセットテープに複写したものの交付		1巻につき80円
4 電磁的記録 (2の項又は3の項に該当するものを除く。)	(1) 用紙に出力したもの（A3判以下のものに限る。）の交付	単色刷り	1枚につき10円
		多色刷り	1枚につき20円
	(2) フレキシブルディスクカートリッジに複写したものの交付	1枚につき20円	

注 1の項又は4の項第1号において，両面印刷とするときは，片面を1枚として額を算定する。